

発行所  
全国青年税理士連盟  
東京都目黒区碑文谷  
1-19-13(03)(716)5385  
(税理士村田昭事務所)  
編集兼発行人 志水源司

# 商法改正反対決起大会開かる

## 大會決議文

われわれは商法改正反対決起大会の名において次のとおり決議する。

法制審議会商法部会の公表した株式会社監査制度改正案要綱について検討した結果、次の理由により全面的に反対し、その国会上提を断固阻止する。

1. 実質的権限のない監査役の職務および権限を強化しても何んら実効性がなく、特に中小会社に無用の経済的負担と混乱をもたらすものである。
2. 公認会計士監査の制度的欠陥を現行のままに放置して、これを商法に導入することはいたずらに弊害を拡大するのみである。
3. 商法において支配会社の従属会社に対する介入権を法定することは、中小企業の自主性と独立性を奪おうとするものである。
4. 大会社の特例は税理士の職域を不当に侵害し、税理士制度を破壊する結果、それによって支えられている民主的申告納税制度を崩壊に導くものである。
5. この監査制度の改正は、監査役および会計監査人の職務執行を通じて、私企業に対する官僚統制の危険をはらむものである。

昭和44年11月5日

全国青年税理士連盟  
商法改正反対決起大会

# 商法改正の意味するもの 公認会計士監査の導入に関連して

(大青税) 松本茂郎

## 一、はしがき

全青税の「株式会社監査制度改正要綱案」に対して全面的に反対する理由は、同案に対する意見書によつて明確である。現在、同意見書の原案の検討中であつて、意見書が原案をどのように修正して確定するかは判らない。ここでは私は、原案の内容と方向を変えて自分が公認会計士兼業の税理士であることからもたらされる経験と知識を生かして、公認会計士監査の導入に関するこの度の商法改正の意味するもの並びにその改正の本質について検討を加えてみたい。

## 二、会計監査人制度は、

公認会計士監査に実効を保証するものではな

会計監査人の地位は、証券取引法における公認会計士の地位よりもまだ低い。具体的には、取締役

に隸属すると考えられる監査役に従属する地位である。例えば、会計監査人の選任並びに解任には監査役の同意が必要であり、会計監査人は、監査役に対して監査報告義

務があるが、監査役にはない。また、会計監査人は、監査役との間で意見が異なった場合には、株主総会で意見を述べることができる

過料であるから告訴の対象にもならない。会計監査人の場合も「要綱案」には触れていないが、準用規定に比して、監査役と会計監査人の責任は過大である。

前からは、被監査会社の再契約拒否の圧力と、後からの大蔵省の行政処分にはさまれて呻吟しているのが公認会計士の現実の姿である。

それに反して、責任は、大きく、監査役と同様、商法違反に対する刑事责任と、第三者に対する連帯損害賠償責任(これについて

賛成するのは納得できない。職域の拡大という次元の低い觀点が、底流にあるからだと見られても致し方がないだらう。

その外、会計監査人と被監査会社との関係は、任意契約であることを知りえなかつたということは理由にならない。また無限の責任(もある)を負うだけでなく、大蔵省当局による資格はく奪・當業停止等の行政処分の対象にもな

には、任意監査であるから、まさに契約自由の原則によつて、再契約は自由であり、期間は一事業年度であり、解約も自由である。他人を監査したり、審判するというような職務には、何よりも強力な身分保障を必要とするとは否定できない。法律による強制監査は、任意契約になじまない。任意監査が、任意契約になじむのだということであろう。これまで証券取引法の法定監査において、不適正意見を記載した監査報告書を提出した場合、そのほとんどの公認会計士が再契約を拒否されているのが現状である。

監査人の欠格条項としていた「試験」から後退し、この条項を削除したことは、税理士の職域の不当な侵害であることはいうまでもない。「財務諸表の監査証明に関する省令」第2条第1項第5号には「公認会計士の業務以外の業務により継続的に報酬を受けている場合」は、被監査会社と特別の利害関係に該当するとの規定があるがこの規定は、証券取引法第193条に關するものであり、証券取引法に基づく監査以外の監査には、一切関係がない。そして、公認会計士法第24条「特定の事項についての業務の制限」には、これに類する規定がない。しかしながら、從来は税務代理は、業務制限の対象として解釈されていたのであつた。

## 三、会計監査人の欠格条項から税理士業務を削除したことの意味するもの

## 全 国 税 連 青 色

ところが、「日本公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の協同組織体の推進についての具体的措置に関する答申」(昭和40年11月26日、公認会計士審査会長荒井誠一郎)は、その(10)の業務制限が行なわれるべき「利害関係」の中で、「なお、業務制限が行なわれるべき利害関係のうちには、税理士業務を行なっていることは舍まらないと考える。」と明確に述べているのである。

だから、この度の「要綱案」における削除は、監査業務と税理士業務を同時に行なう方向に完全に途を開くことになるのである。

監査は、第三者の立場に立って公正な態度で依頼人を調査するものであり、税務代理は、納税者の委任に基づき税務官庁に対し納税者を代理するものであり、この二つの立場は、全く異質のものであり、同一人が両者の職務を同一人に対しても同時に行なうのは、理の当然である。

しかし、行政当局が、この相容れない職務を混合することは、税理士の職域の不当な侵害となるだけではなくて、実は、深遠な、そして危険な意味を持っているといわなければならない。また、経団

連が、公認会計士の監査を商法に導入するにあたって、税務調査の省略を将来検討することを条件として同意したといわれていることからも、税理士の職域の侵害とともに監査と税理士業務の併存どころか税務代理を抹殺し、監査を微税に結びつける意図を持つものとして注目に値する。

四、公認会計士に商法改正を税理士に税務監査をという政策は何を意味するか

行政当局は、現在、税理士業務に税務監査を加えることに協力的であり、商法の改正に反対するよりも、税務監査の案を作成せよ、といっていることである。

また、東京税理士会、日税連は

税務監査の導入を積極的に推進する立場をとっている。さらに、この度の商法改正に対して税理士会の一部には監査制度の充実強化の一翼を税理士も担うことによって職域の拡大をはかるべきだという見解が根強く存在している。

これらの中には、税務代理業務の混合である。

この度の商法改正の本質は、何

か。商法改正の目的は、紛糾法算

の防止と企業経理の適正化にある

なければならない。

考へて見れば、昭和40年、税理士業務を公認会計士の監査業務の欠格条項から除く見解を発表して

士監査をいかに充実するかといふことは、私ども大蔵省の企業財務行政の基本的な命題だと考

えている。適正な第三者監査に支えられた企業の財務内容の真

実の公開なしには、資本市場を

通ずる資金の調達はできず、わ

れども、

といわれている。そのとおりであるが、何のためにそれが必要か、について考へねばならない。

当時、大蔵省証券局の安井誠氏は、次のようにいっている。

「証券取引法における公認会計士監査をいかに充実するかといふことは、私ども大蔵省の企業財務行政の基本的な命題だと考へて、この路線に乗つて行くなれば、税理士にも公認会計士と同様の運命が待つてゐるだらう。」

私たちとは、この深遠にして危険な路線の意味するものを、今、適確に認識しなければならないと思ふ。ただそれだけではない、税理士と公認会計士を職域上の争いに巻き込み(商法改正の立案案)、税務監査制度提唱も同じところからが国経済の安定成長は達成できないからである。(「監査法人設立のおすすめ—監査の現状と対策について私見」JICPA 第一〇六号、昭和42年12月)

大企業の発展のためには、資本市場、証券市場の育成強化が必要であり、それは国民大衆の企業経理に対する信頼を基礎とするから

その信頼を保持するために、監査制度の充実が必要になってくる。

しかし、公認会計士監査の現状と「要綱案」の検討によつて判るよ

うに、これらの監査は「装い」に過ぎない。監査役と公認会計士を実質的に骨ぬきにして、紛糾法算

法改正の本質である。行政当局は告発や、行政処分をしていたらよい。巧妙な行政当局の間接統制といえるのではないだろうか。

私たち税理士は、納税者の権利を擁護し、納税者を代理するといふ立派な社会的使命を自覚し、この立場に徹することによってのみ税理士の社会的存在価値を維持し得ることができるのである。

二、会員各位へお願い

未組織地域の青年税理士に知己の方がありまつたら、積極的に全青年税理加入運動をお願いします。

また、個人・グループを問わず、未組織地域の青年税理士の中に結成気運がわざかでもありますたま、早急に左記までお報下さり。

(東京) 早川昇 TEL○四二一七一  
二三一七一一一 東京都町田市森野一丁目六番十四号 〒一九四  
(大阪) 中居朝天 TEL○七二五  
一一一三〇三七 大阪府堺大津市  
田中町一〇〇七番地泉大津商会  
館 〒五九五  
(名古屋) 奥田普士 TEL○五一  
一九八一―八六〇一 名古屋市北区元柳原町二丁目七番地 〒四六

## 五、結論

この度の商法改正の本質は、何

か。商法改正の目的は、紛糾法算

の防止と企業経理の適正化にある

べきである。この度の商

法改正の本質である。行政当局は告発や、行政処分をしていたらよい。巧妙な行政当局の間接統制といえるのではないだろうか。

私たち税理士は、納税者の権利を擁護し、納税者を代理するといふ立派な社会的使命を自覚し、この立場に徹することによってのみ税理士の社会的存在価値を維持し得ることができるのである。

二

## 論壇...

## 名古屋真田新之助

名古屋税理士会制度部の43年度の税理士制度に対する答申案の審議に於いて、表記の件については、「兩者間に相違はない」との結論を出しております。これにもとづき見解をまとめて行きたいと思います。

民法第99条、税理士法第2条についての規定がございますが先夫々、代理とは何だという観点から考えて進めてまいりますと、皆様もご存知の通り、甲が乙に代り丙に対してことを行い、又丙からうけた意思表示の効果が、直接乙に帰属する制度であって、甲を代理人人、乙を本人、丙を相手方と呼ぶのであります。即ち本人と代理人との関係、代理人と相手方の関係、相手方と本人の関係、との三面関係を持つものであり、中心は代理人の地位の問題であると考えます。今ここで一つの具体的質問を皆様に投じますと、例えば、納税者が税理士に附された固有の権限

が或は代表権のある法人代表者が決算中途、組立中に外国旅行のため三ヶ月程留守になる、従つて、正式の委任状を税理士に手交して出発した場合、果して別表の一に代理人である税理士が代表者の欄に署名捺印して申告してそれで関係官庁が了解するかという素朴な質問であります。

法人税法等25条の2の規定はあります、民法上の解釈で行くのならば、代表権のない他の取締役の署名捺印よりも、受任した税理士の署名捺印の方が公認上の効果は大きいと考えられますが如何でしょうか。只ここで云えることは

税理士法第2条に云う「税務代理」は、民法上代理としての表示手続として届出書面の提出を義務づける規定を持つております。このことは又後述ですが、いづれにしる、「民法上の代理と、税理士法上の代理とは、本質的には違うものではない」という結論を導き出した次第であります。

現行法上から行けば、準法律行為である行政行為の代行にすぎないのが税務代理の姿であつて、法律行為の代理でないと断定されるのは、代理権の範囲の決定であると思われます。即ち税理士法第2条第1項に言う「税務代理の範囲」

の範囲を示すものであり、民法上

から類推される包括権でない事にあらうと差しつかえないではないかという考え方民法上の理論から生じてまいります。

今日論するのは、いわゆる任意代理であつて之は委任契約が行なわれた時にのみ発生するものではなく、授権行為は別段の方式を必要としないが、通常は代理人に「委任状」を渡す事によつて、相手方又は第三者に代理人である事を承認させる方法を取り、本人の代理人として、本人の意志表示の代理をさせる事を認めさせているわけであります。又税理士法においては、その第30条に、いわゆる相手方である税務官庁に対する代理人としての表示手続として届出書面の提出を義務づける規定を持っていますが、いづれにしる、「民法上の代理と、税理士法上の代理とは、本質的には違うものではない」という見解を示しておるやに考えられ、極めて残念であると思うのは、先に述べた山本先生と同感であります。

昭和39年11月28日東京地裁の判決に次の様なものがござります。これは、シニトイエル41年4月49号にも論評がありますが「税理士法第30条が税務代理につき代理権限を明示する書面の提出を求める」といふのが税務代理の姿であつて、法の代理と譲られる迄の水準に引き上げるべき努力が当然必要とされ

るには、税理士自体の反省と、そういう立場の受け入れ体勢の整備というものが前提として必要とされるのではないかがと考えます。

税法学第223号にある山本鮮一先生の論旨にもありますように、法

の代理権として考へる説と事実行為についての代行であるとする考え方と、納税者に対する援助参加の構成であるとする三つの概念がある中で、やはり税制調査会の答申は、事実行為に関する代行であると位置づけております。これは

税理士法の規定の不備によるものか、代理権限は実質的には有名無実なものであるといふ見解を示しておるやに考えられ、極めて残念であると思うのは、先に述べた山本先生と同感であります。

昭和39年11月28日東京地裁の判決に次の様なものがござります。これは、シニトイエル41年4月49号にも論評がありますが「税理士法第30条が税務代理につき代理権限を明示する書面の提出を求める」といふのが税務代理の姿であつて、法の代理と譲られる迄の水準に引き上げるべき努力が当然必要とされ

つて税務手続きの安定、迅速を確保する趣旨に出たものと解すべきであるから、その提出を欠く税務代理行為であっても、税務官庁でこれを認め、かつ真実代理権限が存する場合には、すでになされた税務代理行為を無効代理行為と解すべきものではない」

この判例から伺える事は、單に申告書記入という事実行為のみではなく、申告という意志表示によって納税額発生（租税債務の発生）といふ法律効果を生む代理行為、即ち民法上で規定される任意代理の姿が税務代理の一つとして認められている事実であります。しかも判決内容の無効代理云々にまで考え及ぼす時、たまたまこの当事者であったものが弁護士であつたのですが、税理士でも同じ解釈が成り立つであろうことは言うまでもないと存じます。

ここで先ず税理士法2条にもとづく業務の分析の中から問題点を究明して行こうと思ひます。

申告書が税務官庁に提出されそれにもとづき税務調査が行われ、是認されるか、更生処分をうけるかまでの第一段階、更生処分によつて税額が確定した後、納税者が不服申立手続きによる異議申立、又は審査請求、或は訴訟にまで移

行する第二段階とこのようになつてゐると思われます。

第一段階の前述に於いては、所謂納税者と税理士との間の二者間の関係にとどまり、この段階に於いては税理士の行為を法律的な意味での代理の面からの把握はむづかしいと言えましょう。

第一の段階に於いて始めて、納税者の関心が深く、専門家の援助が必要とされるようになって来るのであり、所謂税理士の腕のぶるい处となつてゐる。先に挙げた税法第2条第2項及第3項はこれらは皆様が全て行なつておられる事は疑いのない事実であります。しかるに挙げた税法第266号で大島氏がこの点について詳細に述べておられるがそのいわゆる第一段階に於いて税理士法に於いて税理士の代理行為が法律行為として正当に認められているのは、税理士法33条の2の書面添付の規定と同35条の意見聴取の規定のみであると断じておられるのは、極めて貴重な御意見であり、私も同感せざるを得ません。

第二の段階に於いては、第一の段階程不明確ではないが、訴訟代理権ではないが、訴訟代理権は認められていないので税務代理の代理人とはなれない。只、原処分庁への異議申立と上級庁に対する審査請求についての代理行為のみであります。

「今後あるべき代理権の形、概念について」

先生はその論旨の中で、納税者のための「確認の利益を求める権利と瑕疵なき数量を求める権利」とを根底に置いてこそ、税理士の代理権を築き上げる事が出来るのであり、それは、もはや単なる事実行為の代行ではないと述べておられます。即ち、日常吾々税理士の業務の実態が代理記帳事務で占められ、課税事実の追求が主として当事者責任の原則の支配の下に行なわれて來ている点から、代理

税務代理を厳正に、しかも税理士法に関する基本通達の第2項にあつては税理士の行為を法律的な意義で代理に信じられないという考え方で以つて、税理士の代理は代行に置き替えてきたのであります。しかし乍ら税制調査会が、い

みじくも、その答申の中で、国民の権益が侵害される場合、これを防ぐには独自の範囲をとらねばならぬとの考え方にあると考えられ乍らも、税理士法に於いては独自の範囲をとらねばならないとの考え方方に到達します。

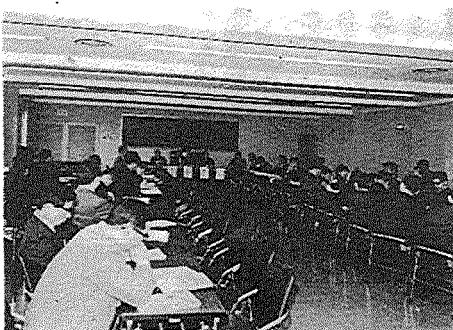
法第2条第2項及第3項はこれも皆様が全て行なつておられる事は疑いのない事実であります。しかるに乍ら税制調査会が、い

でなくてはならないと考えます。

以上極めて抽象的な論に止ります。とは、勉強不足の故を以つて重々皆様にお詫び申上げる次第です。詳細な具体的な点についての意見は、本年2月の全国青税連の会報に税理士制度のあり方に対する税務代理の新しい概念の二つ特別概念としての税理士の代理権の論旨の中で述べられた今後の税務代理への考え方と共に鳴せざるを得ないのであります。

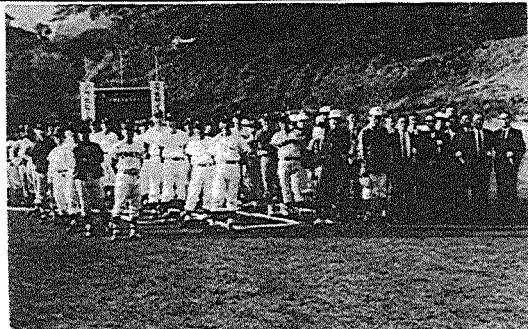
結論的に云えば今後あるべき税務代理の姿は、新しい概念の二つ特別概念としての税理士の代理権の行使のために委任をうけた税理士制度のあり方に対する税務代理の項、税務訴訟代理の項で夫々述べられております。と同感であります。このような内容的肉付がされることを私は心から期待して止まないものであります。

先生はその論旨の中で、納税者のための「確認の利益を求める権利と瑕疵なき数量を求める権利」とを根底に置いてこそ、税理士の代理権を築き上げる事が出来るのであり、それは、もはや単なる事実行為の代行ではないと述べておられます。即ち、日常吾々税理士の業務の実態が代理記帳事務で占められ、課税事実の追求が主として当事者責任の原則の支配の下に行なわれて來ている点から、代理



さる11月5日大阪合同税理士会館において研究部主催のシンポジウムが開かれ、「代理権」についての討議が全国約120名の会員を集め熱心に展開された。





## 東京チーム連続優勝なる

### 第二回全青税野球大会

となり先制攻撃により東京が勝つた。しかし初陣神奈川は投手を中心健闘した。

第一回全国青税連野球大会は十

月二十三日午前八時より伊東市伊東スタジアムにて行なわれた。

恒例の大会は今回前回の三チ

ムの他に神奈川チームの初参加を

得て晴天の下、四試合の熱戦がく

りひろげられ東京チームの優勝が

決定した。

大会を前にして二十二日には伊

東スタジアムホテルにて全国の精

銳八十名を迎えて前夜祭がはなば

れ各チームの優勝旗返還、四

試合の主将によるトーナメント

抽せんが行なわれた。その後近藤

東京チーム主将の選手宣誓があり

などやかな懇親会に移った。

各選手、同補欠等の決意を秘め

た自己紹介の後、大阪チーム等を

中心とした演芸がにぎやかに行わ

れ各チームのエール交換により前

夜祭は終了した。

翌二十三日は夜来の雨もすっか

りあがり第一試合名古屋対大阪の

昨年より持ち越しの問題の試合が

開始された。

名古屋の打棒大いに振るい大阪の

守備の乱れも加わり、名古屋の快

勝となつた。

#### 第一試合

|     |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 名古屋 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 大阪  | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
|     | 3 | 9 |   |   |   |   |   |

なしく行なわれた。

村田代表幹事のあいさつの後、

来賓として高野東海税理士会会长

が祝辞を述べられ地元熱海支部よ

りのお祝もあつた。前回優勝(?)

の東京チームより優勝旗返還、四

試合の主将によるトーナメント

抽せんが行なわれた。その後近藤

東京チーム主将の選手宣誓があり

などやかな懇親会に移った。

各選手、同補欠等の決意を秘め

た自己紹介の後、大阪チーム等を

中心とした演芸がにぎやかに行わ

れ各チームのエール交換により前

夜祭は終了した。

翌二十三日は夜来の雨もすっか

りあがり第一試合名古屋対大阪の

昨年より持ち越しの問題の試合が

開始された。

名古屋の打棒大いに振るい大阪の

守備の乱れも加わり、名古屋の快

勝となつた。

#### 第一試合

|     |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 名古屋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東京  | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | A |
|     | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | A |
|     | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | A |
|     | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | A |

#### 優勝

東京チーム

#### 準優勝

名

#### 第三位

神奈川チーム

#### 第四位

大阪チーム

#### 試合後最後優秀選手賞、田中巖

選手(東京)を初め優秀選手の表

彰があり成功裏に大会の幕をとじ

た。なほ次回大会は大阪にて行な

うことが決定している。

#### 第二試合

|     |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京  | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 神奈川 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
|     | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |

#### 三位決定戦

三位決定戦は神奈川対大阪の組

合わせとなり、神奈川はチームブ

レーに徹し、遠来の大阪チームに

一泡ふかした。

#### 三位決定戦

神奈川 3 0 0 3 0 0 0

大阪 0 0 1 0 0 2 0

3 6

#### 優勝戦

決勝は名古屋対東京となり、名

古屋チーム、東京チーム共に投手

力が上廻り緊迫の投手戦となつた

五回に連投できずが疲れの出た

処を東京はすかさずつけ入り、大

量点をあげ勝利を決めた。

名古屋 0 0 0 0 0 0 1

東京 0 0 0 0 5 0 A

5 A

この結果第二回大会の順位は次の通り決定した。

顧問先の繁栄のために力を注がれる先生方にお薦めしたいのです

やさしく読め——読みたくなるように編集された

顧問先配布用「月刊会計ニュース」をご利用下さい

日税連編集「税理士会の簡易帳簿」

会計事務所専用 N K T 書式 発売元

東京税理士会・大阪合同税理士会制定の業務書式印刷

日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57

電話 (352) 0769 - 0760 (356) 0061

——ご一報いただければ

見本・案内書お送りいたします。—— 支社 大阪 06 (941) 7227 (代表)

別府 0977 (3) 0510